新本庁舎整備の考え方について

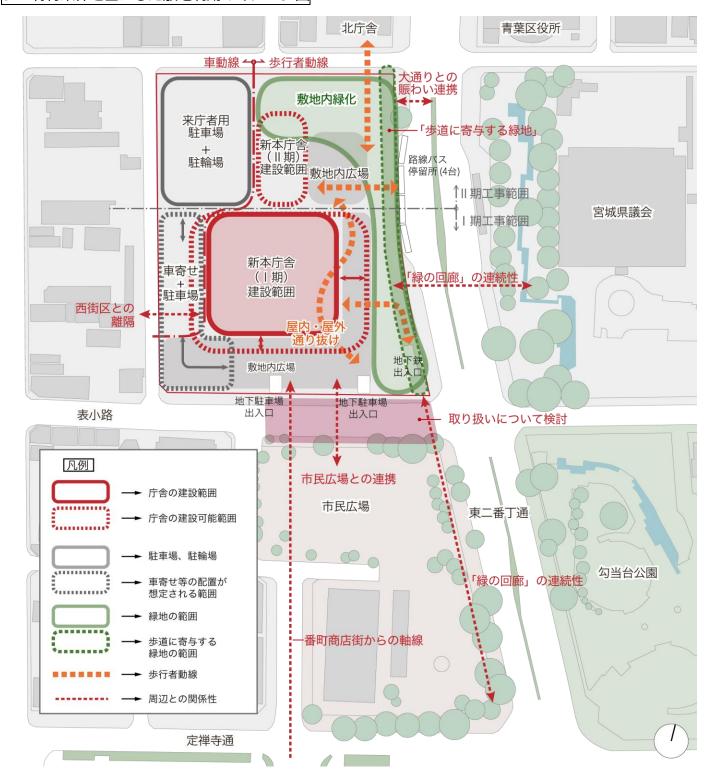
1. 整備パターンの検討の進め方について

検討内容		
本庁舎建替基本構想に記載されたコンセプトについてキーワードを抽出し、キーワードから新本庁舎の配置を検討する上で影響を考慮すべき項目をリスト化します。 (例:コンセプトには「市民に親しまれ、まちの賑わいに貢献する」と記載されていますが、具体的に新本庁舎で実現する場合は「敷地内の広場について検討」と読み替えられるように整理する。)		
リスト化された項目を順次検討し、新本庁舎の整備に盛り込む「定量的表現」・「指標のある表現」に整理します。 (例:「敷地内の広場について検討」を進めますが、新本庁舎の設計条件として整理し「広場の大きさを〇〇㎡以上整備すること」など、明確に判断できる表現に整理する。)		
「定量的表現」・「指標のある表現」について本庁舎建替基本計画検討委員会等の議論を経て整備パターンを絞り、7月に開催する最終回の検討委員会までにひとつの整備パターン案に絞ります。 (例:「広場の大きさを○○㎡以上整備すること」との条件に対し整備パターンの■■案は合致せず、コンセプトを実現できないと判断されれば整備パターンから除外する。)		

2. 整備パターンの検討における制約条件(定量的表現・指標のある表現)

項目	規模		その他の条件
建築面積	上限約 9,400 ㎡		I 期工事は最大約 5,000 ㎡が上限
敷地内広場	概ね約 3,000 ㎡		①市民広場と隣接した整形の広場 ②日当たりのよい広場
敷地内南北 歩行者動線	_		連担建築物制度活用のため、24 時間開放された幅員 5 m以上の通路を確保
駐車場	一般用 90~150 台程度 (約 3,500 ㎡)		敷地内の歩行者回遊動線との分離を図る(歩車分離)
駐輪場①	職員用 400 台程度	- (約 900 ㎡)	
駐輪場②	一般用 100 台程度		
整形空地	5,500 ㎡程度		将来の建て替え用地等のための整形空地をII期工事 範囲に確保
敷地内緑化	20%程度(約 2,900 ㎡)		魅力あるグリーンインフラ確保のために東二番丁通 沿い、敷地北東部に緑化エリアを設け、日照を確保

3. 制約条件を基にした敷地利用のイメージ図



4. 制約条件を踏まえた本市の考えについて

2 に示す制約条件を踏まえると、東側配置については、東二番丁通沿いに設ける緑化エリアが十分に確保できないことから、整備パターンとしては妥当ではないと考えます。

今後の検討委員会においては、2に示す制約条件の他に資料8に示す「定量的表現」・「指標のある表現」に対するご意見を踏まえ、整備パターンを絞り、7月に開催する最終回の検討委員会までにひとつの整備パターン案に絞りたいと考えています。